

ロースクール時代の法哲学

石川英昭

1. 昨年(2006年)11月25・26日に青山学院大学で、日本法哲学学会学術大会が開催された。統一テーマは、「法哲学と法学教育－ロースクール時代の中で」であり、地味なテーマながら、しかし極めて今日的な関心をめぐる問題でもあるため、豊かな議論がなされた。筆者も、現在、拙学のロースクールにおいて「法理学」の講義を担当していることから、自身の講義をめぐって、さらには「法哲学」という学の性格をめぐって、多くの有益な示唆を得ることが出来た。

しかし、地方の大学に所属する者にとっては、今回の司法改革の主たるテーマの一つであった「司法過疎の解消」という視点からの議論が乏しかったのは、ちょっと残念な気がした。「司法過疎の解消」は、確かに「制度」問題であり、学会の「学問と教育」というテーマからは若干逸れるように感じられるし、実際そういう意見も示された。しかし、私は、この両者を関連づけて論ずることが可能な場面も存在すると思っている。以下で、この点をめぐって若干の私見を述べてみたい。

尚、本稿は簡単な報告という性格もあり、又、本稿で取り上げる事実は全て大方にとって自明の事実であること、さらには今学会における主張・発言については次年度の「法哲学年報」において正確に報告されることから、本稿の議論内容の根拠や裏付けについて一々注で示すことはしていないことを、お断りしておく。

まず、「ロースクール時代の法哲学」を「(司法およびロースクール)制度」に関わらせて語る際に、私はその議論の前提と考えている、二つのことを、挙げておこう。一つは、これを論ずる際に、何をスタート点とするか、である。幾つかのスタート点が考えられるが、大雑把には、①理想の法哲学、②現行制度、③理想的、又はより益しな制度、が考えられよう。二つは、哲学を如何なる学と考えるか、である。これについては、これまた大雑把には、

①講壇知と②世界知・実践知、というものが考えられよう。まずは、この二つの前提をめぐって、私見を述べることから、始めてみたい。

2. 議論の第一の前提である、議論のスタート点としては、先の①②③のうちどれを考えることが適切であろうか。

まず、①「理想の法哲学」をスタート点として「制度」を語るということについてであるが、この「理想の法哲学」については、二つ目の前提とも関わるが、論者によって様々な見解があり、議論を収斂させることには、かなりの時間が、また困難が予想される。従って、これをスタート点にして「制度」を語ることは、かなり非効率であると同時に、ほとんど議論の体をなさないと思われる。

逆に、②現行制度をスタート点として「ロースクール時代の法哲学」を語ることは、如何であろうか。今学会での発言等からも明らかになったし、又ロースクールに関わっているものには自明のことであろうが、現行制度では、4・5年の様子見をした後に、ロースクール間の淘汰がなされる、ということが予見されている。従って、その後、この制度は相当に（若干？）変わることが予想される。既にこの制度が実施され3年ほどが経過していることを考慮すれば、2・3年後にはこの現行制度は変わるということである。このような制度を前提に、今「ロースクール時代の法哲学」を語ることは、無駄ではないにしても、これ又非経済的なようにも思える。

最後の、③理想的、又はより益しな制度をスタート点とすることについてはどうであろうか。「理想的な制度」については、広範な問題を取り上げる必要が出てくるため、①の「理想的な法哲学」について語るのと同様に、その議論をまとめるには相当の時間と困難さが伴うであろう。

従って、問題を或る程度絞って議論を行うためには、近い将来変化することが予想されている現行制度を基にして現時点において「より益しな制度」を考えて、「ロースクール時代の法哲学」を語るということになろう。この際、地方大学所属の立場からすれば、先に述べたように、「司法過疎」を解消するような「より益しな制度」を、最低限望みたいところである。

議論の第二の前提である、哲学の「学」としての二つの性格については、

既に周知のことではあるが、私見をわかりやすくするために、若干の説明を加えておこう。

ここで、①の、哲学を講壇知として考えるとは、哲学を、言わば「通常(科学)」と見なして、或る程度共通の内容を持った、教壇で教えられるような学として、理解しようとする考え方を想定しているが、その典型は、哲学は哲学史である、という考え方であろう。

②の、哲学を世界知・実践知として考えるとは、説明が難しいが、哲学を「哲学する」として理解することであると、ここでは言うておこう。今学会の中でも取り上げられた、「暗黙知」という言葉で語られる場面を考えることが可能であろうが、しかし、この場面は、後述のように、さらに若干の議論の展開が可能である。

哲学を、①講壇知として考えるか、②世界知・実践知として理解するかは、これまた論者による。

3. 今回の司法改革の重要な目玉であった「司法過疎の解消」というテーマは、今日既に忘れ去られているような観がある。ところで、「司法過疎」ということでは、弁護士過疎、所謂01地区問題がクローズアップされることが多いのだが、裁判所の数、従って裁判官の数や、さらにはパラリーガル(いわゆる隣接職)の数も、本来は重要な問題である。

弁護士過疎については、今学会でも発言が為されたが、所謂「法テラス」や出張の公設「法律事務所」などの取り組みが行われてはいるが、これらの取り組みは弁護士過疎への単なる弥縫策でしかなく、根本的制度的解決策とはなっていない。例えば、当地鹿児島県では約百名の弁護士のうち九割弱が鹿児島市に集中し、前記「法律事務所」は奄美、鹿屋、知覧の僅か三カ所、「法のテラス」においては鹿屋市一カ所である。それらは、数の上でも不十分だけでなく、その制度のあり方からして地域社会において所謂ホームドクターのような役割を担うにも、不十分である。さらに付言すれば、当地の種子島・屋久島は、弁護士0地区であるが、統計的には鹿児島市に参入され、そもそも01地区としても認識されていない。

裁判所の数については、司法行政の効率化を理由に、支所等の統廃合が為

されており、これが地域住民にとって司法参加への大きな足かせになっていることは、夙に明らかであり、論ずるまでもないが、さらに弁護士過疎への陰の推進力になっていることも、認識されるべきであろう。

バラリーガル（「いわゆる隣接職」）の都市部集中も、これら上記の二点とも関連して、加速化しているのが現状である。

このような「司法過疎」問題を抜本的に解決するには、制度的解決しかあり得ない。即ち、法曹全体の数を増やし、彼らを適切に地域に配置する、又そうならざるを得なくする、制度が必要である。前者の数の問題については、状況次第では実現可能であり、現在の司法改革での取り組みをさらに推進することが望まれる。しかし、後者の適正配置問題には何らの策も講じられていない。例えば、ロースクールの設置において、地域ということが確かに考慮されたが、しかし先に述べたように、これも、近い将来例えば単に司法試験合格者数で淘汰されるような、危うさの上での地域考慮でしかない。

法曹の地域配置問題を解決する為の、私が考える一つの方法は、言わば法曹フランチャイズ（逆？）制の導入である。即ち、地域限定の司法資格を認めることである。例えば司法試験合格者のうち、一定数を地域限定司法資格者の枠とし、彼らは、法曹として、一定年数を、必ず当該地域で勤めなければならないことにする。勿論、この法曹資格取得者の各年総数および地域勤務年数、並びに地域区分や地域割当数をどのように設定するかは、大いに議論となろう。しかし、これが実現すれば、或る年数を経れば、一定地域に一定数の法曹が必ず存在することになる。その結果、現在都市部に集中している法曹も飽和状態となり、或る程度の数は、周辺地域に配置することが可能になるし、又自ら進出せざるを得なくなるであろう。

彼ら法曹が、適切に地域に配置される、又そうならざるを得なくする制度を設計することは、簡単なことではないが、実現不可能ではないと思われる。

4. 地域限定の法曹資格を認めることと法曹教育機関を地域に適切に配置することとは、必ずしも論理必然的に結びつくわけではない。しかし、経験上、彼らが自分の所属した法学教育機関の所在する近隣地域に留まることが、今までも或る程度認められることから、そのような資格を持った法曹が地域に

留まる可能性も、これ又或る程度は望めよう。従って、例えばロースクールを地域に考慮して設置してゆくことには、十分な理由があった。

しかし、ここで問題となるのが、法学教育の質の維持である。全国に或る程度散在することになる法曹教育機関の教育レベルを一定レベルで維持する方法は、これまた様々に考えられよう。その一つが、各法学科目を言わば「通常(科)学」すること、言い換えれば、各法学科目に教科書を設定、又は作成して、その学のレベルを標準化することであろう。これに取り組みされている法学科目が、既に存在していることは、周知のことである。

尚、付言しておくが、法曹教育機関の適正配置が考慮されず、それらの間の競争による自然淘汰に任されるのであれば、法学教育の、ましてや法-哲学教育の、標準化は不要であり、各教育機関が独自の内容を保った法学教育を行う方が、余程学問が活性化し、その幅が広がることになると、私は考えている。勿論、この場合も、しばらくは各教育機関の法学教育では「勝ち組」の使う教科書が使用されることになり、事実的結果として、法学教育の標準化が実現することは、大いに予想されることではあるが。

それでは、法哲学においても、今学会において亀本洋氏(京都大学)から提案されたように、共通の教科書を設定、又は作成して、その学のレベルを標準化することは、果たして可能であろうか。

既に、前置きとして述べたように、哲学においては、それを講壇知、又は世界知・実践知として理解することが可能である。

前者の、講壇知としての哲学では、哲学を言わば「通常(科)学」と考える考え方を想定しており、その典型は、哲学は哲学史である、という考え方であることを、既に指摘しておいた。従って、法哲学においても、その教科書化を実現しようとするなら、亀本氏が提案したように、その内容は、「法哲学(思想)史」が主となるであろう。

では、後者の、世界知・実践知としての哲学では、その内容を教科書化することが出来るのであろうか。哲学を「哲学する」ことと理解して、そこでは所謂「暗黙知」という言葉で語られる場面が想定されていることは、既に指摘しておいた。そうであれば、その思考内容は、各哲学者の志向にかかっており、各主体において相対的なものとなろう。従って、その内容の教科書

化は想定できそうにもないと思われる。勿論、「哲学する」内容が歴史化すれば、又は、それを現在時において歴史化させれば、それを「哲学史」の一部として教科書化することは可能である。そこでは、この後者の哲学も、先の講壇知としての哲学に解消されることになる。

では、後者の哲学を、それ自体として、教科書化することは不可能なのだろうか。又、法哲学においても、同じことになるのか。

ここで、これ又既に前置きで触れていたように、「暗黙知」という場면을再考してみよう。

「暗黙知」は、周知のように、元来、マイケル・ポラニーがその著『暗黙知の次元』で提唱したものである。我々の主観的・身体的知の中には、その知を構成する要素をどれほど積み上げても、それを語ったことにはならないものが存在する。従って、このような知は、記述が困難な、それ故伝達が困難な、「暗黙知」と考えられる。このような「暗黙知」を「哲学」知として想定すると、その内容を教科書化することは、相当に困難、或いは不可能であると言えよう。

しかし、他方で、現在この「暗黙知」には、別の理解が存在する。それは、野中郁次郎氏がナレッジマネジメント研究において提唱したもので、ここでは「暗黙知」も、「形式知」と交換可能であるとされ、従って共有可能な知識であると考えられている。

今、前者のポラニーが提唱した暗黙知をP型（暗黙知）、後者の野中が提唱した暗黙知をN型（暗黙知）と呼んでおこう。ここで、世界知・実践知としての哲学を捉え直してみると、そこにもP型とN型を見いだすことは不可能ではない。但し、元来個人的な知的実践である世界知・実践知としての哲学においては、P型が主であって、N型の哲学知は、たとえそれが存在しても、先述の講壇知に解消されてしまうようにも思える。

法哲学においては、しかし又、別の場面が考えられる。何故なら、法哲学が法的現象をその研究の対象とする限り、そこでは判決や法実務に伴う実践的場を、即ち組織的場を想定することが可能だからである。従って、そこから法哲学的知には独自のN型知の存在することが予想される。

そのようなN型の法哲学的知には、それが一応個人的な知ではあっても、

組織的知へと変換可能なものが存在するだろう。今学会においても、法実践、法実務に伴う、組織的知に関する法学教育が、「法哲学」にも求められるし、またそれは可能であるという指摘が為されていた。具体的には、今学会でも発言があった、クライアントの視点からの教育、或いは実務における how to に関する教育等が、考えられよう。このような場面の法哲学的知は、N型知、組織的知と考えられ、従ってそれを、或る程度までは、標準化、教科書化することは可能と思われる。

5. 以上から、「法哲学」の通常（科）学化、標準化のために、その内容を教科書化することは可能と考えられる。そして、その内容は、法哲学史およびN型の法哲学的知から成ることも、以上の考察から、明らかにすることが出来たと考える。又、それでも法哲学的知には、P型暗黙知が残ることになる。このことは、ロースクールに代表される法曹教育機関における法哲学教育において、決してマイナスになるものではなく、各教育機関の法哲学担当者は、この場面で各自独自の法哲学を実践することが可能になる。

極めて浅薄で、形式的な見解ではあるが、「司法過疎の解消」という「制度」問題と法哲学の学問・教育とを関連させて論じようと試みた私見の提示を、以上で終える。本考察が、ロースクール時代の法哲学教育を考える場に、些かの波紋を投げかけることが出来るとすれば幸いである。

尚、本稿において、拙学法科大学院の米田憲市教授より御教示を得たことを記しておく。